

石川県主要農作物種子条例（案）に係るパブリックコメントの結果について

募集期間：令和元年12月24日（火）～令和2年1月23日（木）

意見件数：11件

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第1 条例の目的		
1	<p>優良な種子の生産と普及、資源確保には、調査・研究・開発が極めて重要であることから、第1に優良な種子の開発を加える修正を提案する。</p>	<p>種子は、①品種の開発、②種子の増殖、③流通販売というステップを経て農業者のもとに届きますが、本条例案はこのうち「②種子の増殖」について、原種等の生産を知事に義務づけるなど優良な種子の生産と普及を図る目的で制定するものです。</p> <p>優良な種子の開発については、本条例案とは別の枠組みにより、引き続き、県農林総合研究センターにおいても取り組んでいくこととなりますので、ご理解願います。</p>
第2 県の責務		
2	<p>優良な種子の生産と普及、資源確保には、調査・研究・開発が極めて重要であることから、第2に優良な種子の開発を加える修正を提案する。</p>	<p>種子は、①品種の開発、②種子の増殖、③流通販売というステップを経て農業者のもとに届きますが、本条例案はこのうち「②種子の増殖」について、原種等の生産を知事に義務づけるなど優良な種子の生産と普及を図る目的で制定するものです。</p> <p>優良な種子の開発については、本条例案とは別の枠組みにより、引き続き、県農林総合研究センターにおいても取り組んでいくこととなりますので、ご理解願います。</p>
3	<p>持続的・地域農業の推進の視点から、各市町との連携を重視する必要があることから、第2に各市町（自治体）との連携を加える修正を提案する。</p>	<p>主要農作物の優良な種子の生産と普及に関する事務は、旧種子法でも規定されていたように広域の自治体としての県が行うべきであると考えています。</p> <p>本条例案には、各市町との連携が必要な事務は特段ないものと考えていますが、必要があれば、条例案の規定にかかわらず、市町と連携していくことになると考えています。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第3 種子管理団体等の役割		
4	<p>県内米麦等生産者に優良種子を供給するためには、農業団体等も大きな役割や責務を担っているものと考えことから、以下のとおり、第3の修正を提案する。</p> <p>(種子管理団体等の役割) 種子管理団体や種子生産団体は、県が実施する主要農作物の優良な種子の生産と普及に関する施策に積極的に協力するとともに、種子の生産者に対する支援に努めるものとします。</p>	ご指摘を踏まえ、追記します。
第4 種子計画の策定		
5	<p>県の主体的な施策として内外に明らかにする必要があると考えることから、第4に種子計画の公表を加える修正を提案する。</p>	ご指摘を踏まえ、種子計画の公表に関する規定を追記します。
6	<p>遺伝子組み換えの安価な種子、品種は人体への影響が未知数であることから、種子計画に定める主要農作物の優良な種子の種類、品種には遺伝子組み換えの種子、品種を含まないよう規定してほしい。</p>	<p>遺伝子組換え作物については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(通称「カルタヘナ法」)や食品衛生法、飼料安全法といった別の法律等で、国によって規制されており、国内で食用の作物は栽培されていません。</p>
第6 原種等の生産		
7	<p>主要農産物の種子は県民の財産であり、県内で開発された品種の原種等が流出しないよう、適切な措置を講ずるべきである。</p>	<p>原種の生産を委託する場合には、現在も受託者と機密保持に関する取り決めを行った上で実施しており、今後も適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。</p>

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
第7 人材の育成等		
8	生産者が安心して種子を生産できるよう人材を育成し、予算を配分して欲しい。	本条例案では、人材の育成等や財政上の措置について規定しており、適切な対応に努めるよう、ご意見の内容を所管部局に申し伝えます。
全般		
9	主要農作物の種子の採種事業は県産米麦・大豆の信頼に関わる非常に重要な事業である。多くの人手や高い精度、高性能な機械設備等が求められるうえ、種子生産者の確保も不可欠である。よって、県と農業団体等が一体的に継続して取り組む必要があるので、条例の制定を望む。	ご意見を参考とさせていただき、条例案の早期制定に向け、取り組んでまいります。
10	種子法が廃止され、種子生産農家に不安が広がる中、条例が制定され、しっかりとした根拠ができて安心しました。早期の成立に期待します。	
11	種子法が廃止され、商社等に種が独占され、米・麦・大豆の種子価格の高騰による農産物の価格上昇を懸念しておりました。しかし、今回、県のほうで、種子条例が制定され、従来どおりの生産体制が維持されると知り安堵しております。農産物の安定生産と素性のしっかりした種の使用による安全性の確保のため、本条例の早期の成立に期待します。	